

令和5年7月20日

各高齢者施設・事業所 管理者 殿
 (県所管施設・事業所)

宮崎県福祉保健部長寿介護課長
 (公 印 省 略)

5類移行後の高齢者施設・事業所における対応について
 (令和5年5月8日以降の取扱い) (第3報:赤区分)

新型コロナウイルス感染症の感染防止に向け、平素より御尽力をいただいております。感謝申し上げます。

高齢者施設・事業所におかれましては、5類移行後においても日頃から新型コロナウイルス感染症の感染防止に取り組んでいただいているところですが、県内では感染拡大が継続しており、今般、県全体の定点当たりの報告数が20を超え(赤区分)、今後、医療提供体制のひっ迫が懸念される状況にあります。

つきましては、重症化リスクの高い高齢者等への感染拡大を防止するため、今回、第3報を発行いたしますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

【参考】感染状況の区分

| 区 分 | 定点当たりの報告数 |
|------|-----------|
| 黄 | 5以上 |
| オレンジ | 10以上 |
| 赤 | 20以上 |
| 紫 | 50以上 |

記

1 高齢者施設・事業所内で新型コロナウイルス感染症が発生した場合の報告について(再掲)

高齢者施設・事業所内で職員・利用者が感染した場合は、次のア～エを御参照の上、発生報告をお願いします。

ア 報告対象

県が所管する全ての施設・事業所(※)

※市町村が所管する施設・事業所については、指定権者(各市町村)に御報告ください。

イ 報告時期

- ① 感染発生時
- ② 集団感染発生時（以下ア又はイのいずれかに該当するとき）
 - ア 新型コロナウイルス感染症による死亡者又は重症者が1週間内に2名以上発生したとき
 - イ 新型コロナウイルス感染者が10名以上又は全利用者の半数以上発生したとき
- ③ 感染終息時

ウ 報告方法

- ① 感染発生時及び、③ 感染終息時
宮崎県電子申請システムによる報告
○URL：<https://shinsei.pref.miyazaki.lg.jp/C69e080A>
- ② 集団感染発生時
宮崎県電子申請システムによる報告（上記URL）
所管保健所に対する電話報告

エ 備考

- ・ 県電子申請システムによる報告対象は、県所管施設・事業所のみです。
市町村所管施設・事業所については、指定権者（各市町村）への御報告をお願いします。
- ・ 県電子申請システムに御報告を行うことで、報告内容が所在市町村及び所管保健所と共有されます（県から受付完了メールを同時配信します）。

2 施設・事業所における感染対策について（再掲）

(1) 感染対策等の手引きについて

高齢者施設・事業所における感染症への基本的な考え方、日頃の対策、感染発生時の対応等については、「感染対策の手引き（参考1）」や、「感染対策事例集（別添1）」を御確認ください。

また、新型コロナウイルス感染症の感染者や感染の疑いがある利用者のケア等に当たる場合には、「施設内療養時の対応の手引き（参考2）」により御対応をお願いします。

(2) 医療提供体制の確保について

利用者が感染した場合に備え、あらかじめ協力医療機関、かかりつけ医等と往診等の対応方針を定め、利用者に必要な医療が提供される体制を確保いただくようお願いします。

(3) 新型コロナワクチン接種について

令和5年度については、春夏（5月8日から8月までを目処）及び秋冬（9月から12月までを目処）の2回の追加接種が予定されております。

所在市町村等と十分な連携を図りながら、希望する職員・入所者に対し接種できる体制の構築をお願いします。

(4) 衛生用品（ガウン・マスク等）の備蓄について

県では、感染発生時に衛生用品が不足する場合、提供可能な体制（施設系サービスのみ）をとっていますが、各施設・事業所においても日頃から十分な備蓄をお願いします。

3 県の支援策について

(1) 従事者への集中的検査について（抗原検査キットの配付）

感染拡大・集団感染を防止することを目的として、高齢者施設（施設系サービスのみ）の従事者（職員）を対象とした集中的検査（抗原検査キットの配付）を行っております。

定点当たりの報告数が10以上のとき（オレンジ区分）から、抗原検査キットの配付を行っておりますので、施設において自己検査を実施するなど感染対策に御活用ください。

なお、本件に伴う申込みは終了しており、配付希望のあった施設に対し、順次配送を行っておりますので、御留意ください。

(2) 医療用物資（衛生用品）の配布について

5類移行後においても感染対策が必要であることを踏まえて、高齢者施設（施設系サービスのみ）に対し、医療用物資（衛生用品）の配付が厚生労働省により行われ、現在、県において要望のとりまとめを行っているところです（別添2）。

配付希望の施設においては、別添2を御確認の上、期限までの申込みをお願いします。

(3) サービス提供体制確保事業費補助金について（かかり増し経費の補助）

新型コロナウイルス感染症が発生した施設・事業所に対するかかり増し経費の支援である「介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」を実施しております（参考3）。

なお、令和5年度の申請受付については、一時停止しています。受付再開時期、様式等については、県ホームページで御案内しますので、随時御確認ください。

また、令和5年5月8日以降、主な対象経費における「③ 感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用（施設内療養費）」については、一定の要件（医療機関との連携体制、感染対策、ワクチン接種等）を満たしている施設のみ補助対象となります（一定の要件の有無については、既に、県において調査を行ったところです）。

【主な対象経費】

- ① 緊急時の介護人材確保に係る費用（緊急雇用に係る費用、割増賃金・危険手当等）
- ② 職場環境の復旧・環境整備に係る費用（消毒・清掃費用、衛生用品購入費等）
- ③ 感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用（施設内療養費）

(4) 高齢者施設等往診対応医療機関支援事業費補助金について（往診を行う医療機関への補助）

高齢者施設内で療養する新型コロナウイルス感染症患者（施設内療養者）への医療提供体制の整備を図るため、高齢者施設への往診等を実施した医療機関に対する補助を実施しております（参考4）。

4 備 考

5類移行後の高齢者施設・事業所における新型コロナウイルス感染症対応について（令和5年5月8日以降の取扱い）は、県ホームページに掲載しておりますので、御確認ください（[参考5](#)）。

○参考資料

【参考1】厚生労働省ホームページ「介護現場における感染対策の手引き 第2版」

○URL：<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001048000.pdf>

【参考2】厚生労働省ホームページ「施設内療養時の対応の手引き」

○URL：<https://www.mhlw.go.jp/content/000783412.pdf>

【参考3】県ホームページ「介護事業所等へのサービス提供体制確保事業費補助金」

○URL：<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/choju/covid-19/jigyosha/20200710161818.html>

【参考4】県ホームページ「新型コロナウイルス感染症高齢者施設等往診対応医療機関支援事業について」

○URL：<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/covid-19/jigyosha/shisetsuoshin.html>

【参考5】県ホームページ「5類移行後の高齢者施設・事業所における新型コロナウイルス感染症対応について（令和5年5月8日以降の取扱い）」

○URL：<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/choju/kenko/koresha/shingatakorona.html>

【別添1】「新型コロナウイルス感染症対策事例集」（令和4年3月県福祉保健部作成）

【別添2】「新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた医療用物資（衛生用品）の配布について」（令和5年7月10日付け243-1492宮崎県福祉保健部長寿介護課長通知）

| 【問合せ先】 | |
|--|--|
| ○施設系サービスに関すること 担 当：長寿介護課施設介護担当 電 話：0985-26-7058 メール： shisetsu@pref.miyazaki.lg.jp | ○居宅系サービスに関すること 担 当：長寿介護課居宅介護担当 電 話：0985-26-7058 メール： kyotaku@pref.miyazaki.lg.jp |

高齢者施設・障がい者施設

新型コロナウイルス 感染対策事例集



基本的な取り組み

マスクの着用や消毒は、感染対策の基本です。取組事例を参考に、実践できそうなものから取り入れてみましょう。

マスクの着用

- ☑ 隙間なく着用する

事例 隙間がないか、職員同士で確認しています。



消毒

- ☑ 適切な量の消毒液を使う

事例 消毒液の容器がポンプ式のもの下まで押し切り、適切な量で消毒しています。

- ☑ よく触れる部分はこまめに消毒する

事例 手すりやドアノブなどの毎日触れる部分は、担当者を決めて確実に消毒を行うようにしています。

- ☑ ポケット内の物に触れたら手指消毒する

事例 鍵やPHSは、職員同士で共有するため、感染をひろげる原因になります。ポケットに入れて持ち運ぶときは、取り出すたびに手指消毒をしています。



健康管理

☑ 出勤時の体温測定、健康観察を徹底する

事例

休めないというプレッシャーから、体調不良を隠したまま勤務し、感染を広げる場合があります。管理者が責任をもって職員の健康を管理し、体調不良者は出勤させないようにしています。



入り口での検温・名簿による体調管理の様子

職員の配置

☑ グループごとに職員を配置する

事例

感染が発生したときの接触者を最小限にするため、入所者を複数のグループに分けて担当職員を配置しています。



服装

☑ ユニフォーム通勤をしない

事例

勤務先に感染源を持ち込まないように、私服で出勤し、職場でユニフォームに着替えるようにしています。

感染リスクが高い場面

食事や休憩室など、大人数が集まる空間では、感染のリスクが高まります。感染防止のための取組事例を紹介します。

利用者の食事

✓ 向かい合わせにならないように座る

事例

互い違いに座る、全員同じ方向を向くなど、向かい合わせにならないよう配置しています。また、席の位置を毎回同じにすることで、感染者が発生したときに、接触者を限定できるようにしています。

✓ 横から食事介助をする

事例

利用者がむせると、飛沫感染の危険があるため、正面ではなく横から食事介助をしています。



休憩室・更衣室の利用

✓ 休憩室の利用人数を最小限にする

事例

休憩室は少ない人数で利用できるように、休憩時間をずらしています。

✓ 休憩室に入ったら窓を開けて換気する

事例

休憩中は換気をして、窓の近くなど風通しがよい場所で昼食をとるようにしています。

✓ マスクを外したまま会話しない

事例

更衣室などに注意喚起のポスターを掲示しています。



感染発生に備えた事前準備

施設内で感染が発生した場合、急なシフト変更や衛生用品の確保といった対応に追われます。取組事例を参考に、日頃から準備しておきましょう。

ガウンなどの衛生用品

☑ 十分な衛生用品を備蓄する

事例

感染が発生すると、ガウンなどの衛生用品が急に必要となります。日頃から在庫リストで不足しているものがないか確認しています。

参考

感染発生時に主に使用するもの

- ☑ ガウン
- ☑ ニトリル手袋
- ☑ サージカルマスク
- ☑ ヘアキャップ
- ☑ フェイスシールド
- ☑ 消毒液

※必要に応じてN95マスクも備蓄する



☑ ガウンなどの着脱ポスターを掲示する

事例

ガウンなどの着脱手順ポスターを、日ごろから目につく場所に掲示しています。また、全身鏡を用意して、1人で確認しながら着脱できるようにしています。

職員の確保

☑ 感染発生時の応援体制を法人内で話し合う

事例

感染発生により職員が不足したときに、同じ法人の別事業所から速やかに応援ができるよう、事前に話し合っています。



各高齢者施設 管理者 殿
 (県所管施設宛て)

宮崎県福祉保健部長寿介護課長
 (公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた医療用物資（衛生用品）の配布について

新型コロナウイルス感染症の感染防止に向け、平素より御尽力をいただいております。感謝申し上げます。

高齢者施設等においては、5類移行後においても必要な感染対策を講じていただいております。医療用物資（衛生用品）が必要であることを踏まえて、今般、厚生労働省から、医療用物資（衛生用品）の配布を実施するとの連絡がありましたのでお知らせします。

つきましては、医療用物資（衛生用品）の配布を希望する場合は、下記により申込みをお願いします。

記

1 配布対象施設

県内に所在する以下の施設（県所管、市町村所管問わず。）

| | |
|-------------|----------------------|
| 介護老人福祉施設 | 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 |
| 介護老人保健施設 | 介護医療院 |
| 介護療養型医療施設 | 認知症対応型共同生活介護事業所 |
| 養護老人ホーム | 軽費老人ホーム |
| 有料老人ホーム | サービス付き高齢者向け住宅 |
| 短期入所生活介護事業所 | 短期入所療養介護事業所 |

2 配布物資

- ① N95 マスク（DS2 マスク等を含む）
- ② アイソレーションガウン
- ③ フェイスシールド
- ④ 非滅菌手袋

3 申請方法

県電子申請システム（※）

【URL】 <https://shinsei.pref.miyazaki.lg.jp/qcCVzowJ>

※URLからアクセスするか、QRコードを読み取ってください。

※電子申請以外の方法では、申込みを受け付けておりません。

※申込内容に変更がある場合は、期限内に電子申請から再申請をお願いします。最終の回答を正しいものとみなします。



4 申請期限

令和5年7月24日（月）午後11時59分（※）

※期限終了の申込、キャンセル、変更はいかなる理由があっても対応できません。

5 その他（留意事項）

- ① この医療用物資（衛生用品）の配布は、今夏の感染拡大に向けたものではありません。厚生労働省にて配布数等を整理した上で、令和5年9月を目途に順次配布を開始し、遅くとも同年12月中には配送完了予定とされています（厚生労働省から各施設へ直接配送されます。）。
- ② 希望数量が多数に上る場合、配布数量が調整される場合があると同時に、配送時期の変更が生じる場合があります。最終的な配布数量や配布時期については、県では分かりかねますので御了承ください。
- ③ 各物資の銘柄、材質、サイズについては指定できません。また、備蓄品の放出となるため、外装箱（段ボール箱）につぶれがある場合がありますが、良品という扱いで出荷されます。
- ④ 本文書は、県所管施設に対する回答依頼です。市町村所管施設については、別途、指定権者（所管市町村）から同様の回答依頼がある予定です（回答先は同じです。）。

【問合せ先】

担 当：長寿介護課施設介護担当

電 話：0985-26-7058

メール：shisetsu@pref.miyazaki.lg.jp